

(様式10)

募集要項等に関する質問に対する回答
令和5年11月6日

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	旧寺方ポンプ場内沈砂池ポンプ棟の機械・電気です。アスベスト含有が確認された場合、貴市と協議後、撤去に関わる追加作業は設計変更（金額変更）対象との理解でよろしいでしょうか。また、現在確認できているアスベスト数量の開示とそのアスベスト撤去に関わる金額は、提案価格の上限額に含まれているのでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご記載の通りです。	
2	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	旧寺方ポンプ場内沈砂池ポンプ等の杭本数は不明とあるが、躯体撤去後に確認し応札時の想定数量と実数で差異が生じた際は金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
3	実施方針	2	第1	1	(7)			事業期間	表2事業期間の予定に、汚泥処理棟撤去工事（別工事）の完了時期が示されていないため、新設ポンプ棟の工事工程の検討が出来かねます。新設ポンプ棟工事着工可能時期をご教示ください。	汚泥処理棟等の撤去工事は令和7年度末に完了予定です。本ポンプ棟の建設は令和8年度当初から着工の予定としてください。	実施方針p2：第1_1(7)の文章と表2に、汚泥焼却炉等の撤去工事完了年月を追記。 募集要項p2：第1_7の文章と表2に、汚泥焼却炉等の撤去工事完了年月を追記。
4	実施方針	2	第1	1	(7)			事業期間	設計・建設期間を9年間想定と記載されていますが、別工事の遅延等による工期変更は可能でしょうか。また、事業期間の予定において引渡期間も記載されていますが、状況により工期変更が可能という理解でよろしいでしょうか。	前段：工期の変更について協議の対象とします。 後段：別工事の遅延等による場合は、引渡時期の変更について協議の対象とします。但し、本事業の受注者の責によるものを除きます。	
5	実施方針	2	第1	1	(7)			表2事業期間の予定	「※工事完了期間は提案により短縮可」とあります。実際の施工段階で工事期間短縮提案を上回る工期短縮を実現できた場合やの経費等の清算についての取り扱いをご教示ください。	工期短縮に伴う変更契約は実施しません。	
6	実施方針	3	第3	2	(1)			契約保証金の納付等	「守口市契約規則の第21条各号に該当する場合、契約保証金の全部又は一部免除」とありますが、当方事業者が保険会社との間に市を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結すれば契約保証金に代えるものと考えてよろしいでしょうか。	守口市契約規則第21条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付の免除となります。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
7	実施方針	3	第3	1				民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な次氏の確保に関する事項	市と事業者の責任分担の考えにて、別紙-1(11項)「リスク分担に関する基本的な考え方」のNO.34に記載する市の帰責事由による設計変更の発生・設計費増大する物とありますが貴市の帰責事由とした項目・数量を開示して頂けないでしょうか	設計費・工事費の増大に関する本市の帰責事項は下記を想定しています。 ①計画下水水量が増大し、施設規模が増大した場合 ②事業着手後の事業者による調査により、既設流入管の埋設深が要求水準書に示した値よりも深かった場合で、新設ポンプ棟の底版位置が提案時点の位置よりも深い位置へ変更する必要がある場合 ③事業着手後の調査により工事対象範囲で土壌汚染が確認され、対策工事が必要となった場合 ④撤去対象施設（躯体、杭、設備、不要な埋設管）の数量の大幅な増加があった場合 ⑤事業着手後の事業者による調査により、アスベストの対策範囲が、既存の調査結果に対する必要範囲よりも追加で必要となった場合 但し、設計費・工事費の減少に関する事象が発生した場合は、減額の対象となります。	
8	実施方針	5	第4	1	(3)	①		全体配置	汚泥処理棟撤去（別工事）後に支障物は全て無いものとしての着工を想定していますが、仮に残置杭・既設基礎等の撤去が発生した場合、市と協議後、撤去に関わる追加作業は設計変更（金額変更）対象の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
9	実施方針	5	第4	1	(3)	①		全体配置	撤去対象（別工事）完了後、地表面復旧の仕様をご教示ください。 例）砕石RC-40 厚み100mm、アスファルト舗装 厚み50mm	撤去対象(別工事)完了後の、地表面復旧は、良質土による埋戻しとしており、舗装復旧は予定していません。	
10	実施方針	8	第5	1				疑義の内容	金額変更を伴う設計変更の有無、適用基準をご教示ください。例えば、応札時提示いただいている柱状図や地層推定断面図に差異が生じた際は金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	回答No.7を参照ください。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
11	実施方針	10	第7	2				財政上及び金融上の支援に関する事項	「財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める」とはどのようなケースでどのような支援が想定されるのか具体的にご教示願います。	受託企業が本事業に関する工事に必要な資金の融資等を受ける際に、本事業に関する履行状況の証明書等を本市から発行する必要がある場合などを想定しています。	
12	実施方針	10	第7	3				その他の措置及び支援に関する事項	「市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。」とありますが、どのようなケースでどのような支援が想定されるのか具体的にご教示願います。	例えば道路使用許可などで発注者による申請が必要となった場合などは、資料作成は事業者におこなっていただき、市にて必要な書類を提出するなどを想定しています。	
13	実施方針	11	第8	—	—	—		別紙-1 リスク分担 No. 5	「本事業に直接影響を与える法令等の変更」とは具体的にどのような法令等が該当するのでしょうか。	例として、下水道法や建設業法などを想定していますが、本事業への影響を踏まえ、市と事業者間で協議します。	
14	実施方針	11	第8	—	—	—		別紙-1 リスク分担 No. 6	「上記以外の法令等の新設、変更の場合、事業者が100%負担」とありますが、事業者がコントロール出来ない法令変更に関するリスクを事業者が100%負担するのは合理的ではないと考えます。当該リスクの内容に関する負担割合については都度協議させていただけないでしょうか。	本事業に直接影響を与える法令等以外の新設・変更に伴うリスクは市で管理することができませんので、変更することは考えておりません。	
15	実施方針	11	別紙-1	No. 28				不可抗力	「△3…事業者の増加費用及び損害額が設計及び工事費の100分の1に至るまでは事業者がリスクを負う」と記載がありますが、天災や自然事象等どのような事由においても、設計及び工事費の100分の1に至るまでは事業者が100%のリスクを負わなければならないのでしょうか。	原文の通り、設計及び工事費の100分の1に至るまでは事業者がリスクを負うこととします。	
16	実施方針	11	別紙-1	No. 28				不可抗力	契約後の不可抗力に関するリスクについて、天災等々のうち、通常の見込み可能な範囲ではあるが回避することが実質的に不可能であるもの（超大型の台風による被害など）のリスクについては、予見可能な範囲外のものと同様に取り扱われますでしょうか。	設計・工事請負契約書(案)の別紙2に記載している通り、不可抗力には、予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由も含まれます。	
17	実施方針	11	別紙-1	No. 40				土壌汚染等	新設ポンプ場及び既設ポンプ場撤去に伴う掘削前に土壌調査を実施すると仮定し、汚染土が確認された場合、協議対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
18	実施方針	11	別紙-1	NO.34				完了遅延	土壌調査により汚染土が確認された場合、撤去による工程に影響を及ぼす際、事業期間の変更をして頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
19	実施方針（案）	1	第1	1	(5)			表1事業範囲	撤去-寺方ポンプ場(旧) - 3電気室-建築において設計および工事が「-」となっているのは、2沈砂池ポンプ棟-建築に含まれているためと理解してよろしいでしょうか。	p5図2に示しているとおおり、電気室は設備のみ撤去となり、建築物は残置となります。	
20	実施方針（案）	6	第3	1	(3)	②		既存ポンプ場撤去について	「既存ポンプ場撤去一式（土木、建築、機械、電気）※基礎杭も含む。事業開始後に調査等により数量が確定した段階で、市と事業者が協議を行い、変更の要否を確認する。」という記載がありますが、必要に応じて契約変更（契約金額の変更等）を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
21	実施方針（案）	6	第3	1	(3)	②		既存ポンプ場撤去について	「電気室内の設備：一式（電気）※盤撤去に伴う、床補修含む。」と記載がありますが、今回既存ポンプ場は本事業で建屋ごと撤去する計画ですので、床補修は不要と考えます。想定されている施工状況や施工箇所がありましたら、ご教示ください。	回答No.19を参照ください。	
22	実施方針（案）	1	第1	1	(5)			表1 業務範囲の概要	機械、電気の撤去工事において、※2 アスベスト調査の結果、含有有の場合対策工が必要とありますが、現状では対策数量が不明です。想定数量により提案価格を提示し、調査の結果、想定以上のアスベスト対策が必要となった場合には、超過した費用は契約変更（契約金額の変更）の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	回答No.1を参照ください。	
23	実施方針（案）	1	第1	1	(5)	表1	2	杭撤去	不明瞭であるため、正確に算出ができません。提案時は「想定した本数 x 工法」で算出し、実施の段階で「本数が多くなった」「工法を変える必要があった」場合、追加費用は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか？	杭の本数については変更対象と考えます。工法については応募時の提案内容からの変更の妥当性を協議により確認したうえで、工法の変更が認められた場合に、設計変更について再度協議します。	
24	実施方針（案）	1	第1	1	(5)	表1	2	アスベスト対策工	不明瞭であるため、正確に算出ができません。提案時は「想定した範囲」で算出し、受注後の調査実施によって「対象物が多くなった」場合、追加費用は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか？	回答No.1を参照ください。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
25	実施方針 （案）	1	第1	1	(7)	表2		事業期間	「※工事完了期間は提案により短縮可」と記載が ございますが、「完了時期」は「DB事業全体の完 了時期」だけでなく、「新設ポンプ棟の完了時 期」や「既設ポンプ場の撤去完了時期」につい ても同様と理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	
26	実施方針 （案）	6	第1	1	(7)	表2		事業期間	「※工事完了期間は提案により短縮可」とありま すが、工期短縮を提案することは技術提案の評価 対象になるでしょうか。	優先交渉権者選定基準(案)に 示す通りです。	
27	実施方針 （案）	6	第4	1	(3)	②		既設ポンプ場	撤去対象として流入人孔：一式（土木）がありま すが、図4には流入人孔の記載がありません。流 入人孔の場所はどこになるでしょうか。	図3の「流入渠」と矢印で示して いる先の施設です。詳細は貸与 する参考資料の既設図面フォル ダ内の資料をご確認ください。	
28	実施方針 （案）	7	第4	1	(3)	③		既設場内配管配 線	汚泥処理施設、既設ポンプ場が休止した後には不要 となる場内配管配線の撤去について、別工事の重 力濃縮槽、汚泥処理棟、焼却施設、残置杭の撤去 範囲内にある不要となる場内配管配線は、別工事 にて撤去されているとの理解で宜しいでしょ うか。	別工事の撤去対象範囲内にある 不要となる場内配管配線は、別 工事で撤去するものもあれば、 残置されているものもあります。 本事業の撤去対象の場内配管 配線は、貸与する参考資料の撤 去対象場内配管ケーブル類フォル ダ内の配管配線を、当初の撤 去対象物としてください。	
29	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の 概要	表の注意書きとして、「上記表の他に本事業範囲 内において不要となる場内配管・ケーブルの撤去 も含む。」とあります。事業範囲内の場内配管配 線の撤去は、P.7の③の図5の範囲と内容と考 えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細な資料 は貸与する参考資料の撤去対 象場内配管ケーブル類フォルダ 内の配管配線をご確認ください。	
30	実施方針	4	第4	1	(2)			表4新設ポンプ 棟の計画下水量 図1新設ポンプ 棟系統別下水量	汚水ポンプ計画を行うに当たり、晴天日の「計画 日平均汚水量」「計画日最大汚水量」「計画時間 最大汚水量」を追記いただけないでしょうか。	貸与する参考資料の事業計画 フォルダ内にある沈砂池ポンプ 棟容量計算書の晴天時汚水量 の事業計画値をご参照くださ い。	
31	実施方針	5	第4	1	(3)	①		図2撤去対象施 設	撤去対象（別工事）範囲内の埋設配管、ケーブル 類（図下※）も原則として一体的に撤去する計 画になっていると考えてよろしいでしょうか。	回答No.28を参照ください。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
32	実施方針	11	別紙-1	No. 14				住民対応	事業者の設計・建設に係る住民反対運動・訴訟に関するリスクを100%事業者とするのは見直していただけないでしょうか。設計・建設に当たり、要求水準書に示す各種要件を満足している場合、善管注意義務を怠っていない場合は、貴市のリスク負担が適切であると考えます。	原文のままとします。但し、ご記載いただいた内容(要求水準書に示す各種要件を満足している場合、善管注意義務を怠っていない場合)における、住民反対運動・訴訟に関するリスクは、本事業そのものに対するものとも考えられますので、実務上は事業着手後の協議により決定したいと考えます。	
33	実施方針	11	別紙-1	No. 19				物価変動	事業期間中のインフレ・デフレに関するリスク負担者において、貴市及び事業者とも○2が付いています。また、注記2では、インフレの場合、一定の範囲については事業者が負うものとされています。一方で、設計・工事請負契約書（案）第25条第6項にインフレーション又はデフレーションの規定がありますが、ここでは一定の範囲が規定されていません。リスク分担○2で記載されている一定の範囲の明文化・定量化をお願いしたいと思います。	実施方針別紙-1No.19に記載している「インフレ・デフレ」は、設計・工事請負契約書(案)第25条第1項から第4項までの内容を指しています。なお、ご質問の第25条第6項は、「急激なインフレーション又はデフレーション」に対する内容となります。	
34	実施方針	11	別紙-1	No. 28				不可抗力	不可抗力の定義は、設計・工事請負契約書（案）別紙2に示す内容であると理解いたします。一方で、別紙2の(1)の但し書きで「但し、設計基準が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。」とありますが、要求水準書（案）及び募集要項（案）に設計基準に類する定量的記載がないため、設計基準が事前に定められたものはないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書3.2.2基準、仕様等の内容に準拠する必要があります。	
35	実施方針	11	別紙-1	No. 36				設計費用の増大	リスク負担者として、貴市に○4がありますが、○4の注記文は工事に対する記載であると読み取れます。○4の前文にある「市の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は市に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、」設計変更を行っていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	募集要項	3	第2	8				事業者の収入	「市は下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと」とありますが、どのような支援が必要になると想定されているのかご教示願います。	全体設計承認の書類に添付する図表類の提供などを想定しています。	
2	募集要項	4	第3	2				提案価格の上限額	落札後、設計・工事請負契約の変更などで、最終的な本事業の事業者の収入が提案価格上限額（9,449,382,000円（税込））を超えてしまうことは問題ないものとの認識でよいでしょうか。	契約金額の変更は、設計・工事請負契約書に記載のとおりです。	
3	募集要項	4	第3	2				提案価格の上限額	昨今の物価高騰等により、公募時と事業開始時と想定額に大きな差異が生じる可能性もあるかと存じます。企業としては、各種効果的な提案等により見積上限額からの低減を模索するかと考えますが、基準積算年月日の認識の差異が応募企業間で生じた場合に適正な競争とならない可能性もあるかと考えます。上記を考慮いただき、積算基準年月日を公表頂けないでしょうか。	積算基準年月日は公表しません。	
4	募集要項	4	第3	3				募集及び選定スケジュール	質問意見の回答（2回目）と要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集の最終版の公表、設計・工事請負契約書（案）の修正版（2回目）の公表とありますが、令和6年2月9日の公表では、提案書類提出までの時間が短いため、最終的な参加の可否判断についての影響を危惧しています。回答の内容を鑑みて、技術的対話にのぞむことを考えておりますので、上記公表スケジュールを12月上旬に変更することはできませんでしょうか。	回答可能なものについては12月中旬での回答を検討します。	募集要項p4：表3スケジュールに3回目の回答のうち12月初旬～中旬に回答可能なものを公表する旨を追記。 募集要項p12：第3_5(1)ウ(シ)の質問への回答の公表（3回目）の箇所に、「技術的対話の実施前までに回答可能なものがある場合は、12月中旬頃に一部回答する。」と追記。
5	募集要項	4	第3	3				技術的対話	技術対話について、複数回の実施を検討いただけませんか。提案内容に関する具体的な意見交換を行うためには、一度目の対話の後、詳細な検討が進んだ段階で改めて協議する場を設けていただけますと有難いです。	技術的対話は原則として1回のみを予定していますが、一度目の対話の後、必要と判断された場合は、二度目の対話を実施する場合があります。	
6	募集要項	7	第3	5(1)	ア			現地見学会	現地の状況を専門技術者の幅広い目線で確認することを目的として、5名程度の現地見学会を複数回開催（11月、12月頃）していただけないでしょうか。	参加資格確認後、参加資格を有する応募者のうち現地見学会を希望する者がある場合は、参加資格確認の通知を受けた日以後に申し出いただき、市が指定する期間に現地見学会を認めるものとします。	募集要項p9：現地見学会に参加申請確認後の再調査の要領を追記。

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
7	募集要項	8	第3	4	(3)			建設企業の参加資格について	配置予定技術者についての条件が記載されていませんが、各担当工事における配置予定技術者の条件があれば、ご教示ください。	参加資格としては、建設業法等の法令に準拠した条件を満足していただくこととなります。ただし、事業着手後は、提案書類（様式I-4-1、I-4-2）に記載された技術者を配置してください。	
8	募集要項	10	第3	5	(1)	イ		参考資料の貸与	参考資料リストをご教示ください。また参考資料に含まれていない応札に必要な情報は令和6年2月9日を先立ってご提供いただくことは可能でしょうか。	前段：参考資料リストを募集要項の巻末に追加します。後段：追加で必要となる資料がある場合は、2回目の質問にて応募者より示していただいたうえで、本市で保有しているもの且つ提供可能なものは、令和6年2月9日に先立って応募者に提示する予定です。	募集要項p10：第3_5_(1)イに参考資料の収録データ一覧を追加した旨を追加。第4_5に参考資料週力データ一覧表を追記。
9	募集要項	-	-	-	-	-		様式4参加資格確認申請書	昨今の技術者不足を懸念しており、参加表明時の配置予定技術者を提案書提出時に変更することは可能でしょうか。もしくは複数名の配置予定候補技術者を提出させていただけますでしょうか。	前段：可能です。但し、設計企業においては、変更後の配置予定技術者は、募集要項_第3_4_(3)①のイに示す有資格者である必要があります。後段：可能です。	
10	募集要項	9	第3	4	(3)	②	エ	施工実績（電気）	受変電設備（750kVA以上）は変圧器複数台合計の理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。但し、合計対象の変圧器は高圧変圧器とします。	
11	募集要項	9	第3	4	(3)	②	エ	施工実績（電気）	監視システムは監視盤も含まれることでの理解で宜しいでしょうか	LCD監視装置が含まれたシステムとします。	
12	募集要項	2	第2	7				事業期間	事業者提案により、短縮は可能である。とあるが、その場合 評価の対象となるのでしょうか？	優先交渉権者選定基準に記載の通りです。	
13	募集要項（案）	2	第2	9				施設の引き渡し	「撤去工事の場合は、引き渡しは発生しない。」と記載がありますが、PCB含有機器があった場合には、事業者は貴市が指定する場所にて保管し、処分は貴市にて実施をお願い致します。	PCB含有機器は撤去済みの認識ですが、万が一発生した場合は本市が引き取った上で本市にて処分します。	
14	募集要項（案）	2	第2	9				施設の引き渡し	「撤去工事の場合は、引き渡しは発生しない。」と記載がありますが、撤去工事完了後に貴市による完成検査は実施されないものと考えて宜しいでしょうか。	撤去工事完了後も本市による完成検査は実施します。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
15	募集要項 (案)	2	第2	9				施設の引き渡し	「市又は市の指定する第三者が新設ポンプ棟を維持管理運営するための技術指導は、新設ポンプ棟の供用開始前の市が指定する期日迄に行う。」とありますが、具体的な指導方法や指導期間は事業者からの提案として宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
16	募集要項 (案)	4	第3	2				提案上限価格の積算基準年月について	提案上限価格算出の根拠となった積算基準年月をご教授ください。 また、契約後に設計・工事請負契約書（案）第25条の協議を行う必要が生じた場合、変更前契約金額の積算基準日は、上記の提案上限価格算出の根拠となった積算基準年月という理解で宜しいでしょうか。	前段：提案上限価格の積算基準年月は公表しません。 後段：変動前残契約金額の基準とする日は契約締結年月日です。	
17	募集要項 (案)	4	第3	2及び3				提案上限価格について	公募開始（令和5年9月29日）から提案書提出（令和6年4月5日）まで6カ月以上の期間がありますが、昨今の物価変動等の影響によってその期間中に提案上限価格を見直し公表する（または見直しを示唆する公表を行う）予定はありますでしょうか。	予定はありません。	
18	募集要項 (案)	4	第3	3				質問回答（2回目）スケジュールについて	質問提出（2回目）に対する質問回答日（令和6年2月9日）について前倒し変更をご検討お願いします。希望としては、技術対話の開催前に変更していただき、技術対話を経た回答は3回目として別途設定いただきたいです。質問回答をしっかりと提案書に反映する観点からご検討をお願いします。	回答No.4を参照ください。	
19	募集要項 (案)	5	第3	4	(1)	①		共同企業体名について	共同企業体による参加が条件となっておりますが、共同企業体名については、構成員各社の略称等を用いた任意のもので宜しいでしょうか。	応募者による任意の名称を設定してください。 但し、事業期間中は原則として名称に変更が生じないように留意してください。	
20	募集要項 (案)	5	第3	4	(1)	①		共同企業体の設置について	本事業は、設計業務、建設業務（土木、建築、機械、電気）の異業種が含まれる事業の為、JV方式は甲型若しくは乙型の運用の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
21	募集要項 (案)	5	第3	4	(1)	⑦		共通の参加資格について	「共同企業体の構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合」とありますが、ここで言う構成員は代表構成員を含む理解で良いでしょうか。公募型プロポーザルと言った、提案期間が長期に及ぶ本事業は、参加資格を維持することを求められる期間が非常に長く、変更リスクが伴うため、ご検討をお願いします。	「共同企業体の構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合」における構成員は、代表企業を含みません。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
22	募集要項 (案)	6	第3	4	(2)	④		共通の参加資格について	資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者選定の時までの期間に入札参加停止措置を受けている者は、参加資格を失うこととなりますが、「優先交渉権者選定の時まで」ではなく、「提案書類の提出まで」に変更をお願い出来ないでしょうか。	原文のままとします。	
23	募集要項 (案)	8	第3	4	(3)	②	エ	施工実績（電気設備）について	「電源設備の製作・施工の元請実績」と「監視制御システムの製作・施工の元請実績」はどちらも必要という理解で宜しいでしょうか？ また、その場合、一つの契約での工事実績が必要という理解で宜しいでしょうか。	前段：「自家発電設備（625kVA以上）の電源設備」と、「受変電設備（750kVA以上）」はどちらか片方の実績を有していれば良いです。「監視制御システム」の実績は必ず必要です。後段：一つの契約でなくても構いません。	
24	募集要項 (案)	8	第3	4	(3)	②		建設企業の参加資格について	配置予定技術者に関する要件が記載されていませんが、各担当工事における配置予定技術者の要件について（資格、必要な実績等があれば）ご教授ください。	回答No.7を参照ください。	
25	募集要項 (案)	8	第3	4	(3)	②		建設企業の参加資格について	配置予定技術者に関して各担当工事において配置される配置予定技術者は、設計機器製作期間と現地工事期間にて変更することは可能という理解で宜しいでしょうか？ また、可能であり変更する計画である場合は、（様式4）参加資格確認申請書に添付する配置予定技術者の証明書類はどのような形で提出すれば良いでしょうか。	前段：変更可能です。後段：提案時点で変更することが決まっている場合は、両名の書類提出をお願いします。	
26	募集要項 (案)	8	第3	4	(3)	②		建設企業の参加資格について	配置予定技術者に関して、設計機器製作期間においては非専任、現場常駐不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
27	募集要項 (案)	8	第3	4	(3)	②		建設企業の参加資格について	各工種の施工実績の対象は、国、地方公共団体または日本下水道事業団が発注した、下水道法にて規定されるポンプ場における施工実績ということで宜しいでしょうか。	ご質問に記載されている内容「国、地方公共団体または日本下水道事業団が発注した、下水道法にて規定されるポンプ場における施工実績」であれば、施工実績の対象と判断します。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
28	募集要項 (案)							(様式3) 参加 表明書	代表企業と構成員企業情報の記載と代表社印が必要になりますが、守口市様の入札参加資格有資格者名簿において、受任者による契約を届けている場合は、記載する企業情報、押印も受任者のもので宜しいでしょうか。	受任者のもので構いません。	
29	募集要項 (案)							(様式4) 参加 資格確認申請書	代表企業と構成員企業情報の記載と代表社印が必要になりますが、守口市様の入札参加資格有資格者名簿において、受任者による契約を届けている場合は、記載する企業情報、押印も受任者のもので宜しいでしょうか。	受任者のもので構いません。	
30	募集要項 (案)							(様式5) 共同 企業体構成員一 覧表	代表企業と構成員企業情報の記載と代表社印が必要になりますが、守口市様の入札参加資格有資格者名簿において、受任者による契約を届けている場合は、記載する企業情報、押印も受任者のもので宜しいでしょうか。	受任者のもので構いません。	
31	募集要項 (案)							(様式6) 委任 状	代表企業と構成員企業情報の記載と代表社印が必要になりますが、守口市様の入札参加資格有資格者名簿において、受任者による契約を届けている場合は、記載する企業情報、押印も受任者のもので宜しいでしょうか。	受任者のもので構いません。	
32	募集要項 (案) 様式集							様式4 添付書類 について	様式4に添付する納税証明書のうち法人市民税については、守口市様の入札参加者名簿に登録されている支社所在地のもので宜しいでしょうか。	構いません。	
33	募集要項 (案) 様式集							様式4添付書類 について	今回、担当工事において守口市様の入札参加資格有資格者名簿に登録されていることが参加条件となっております。様式4の添付書類の大半（印鑑証明書以下の書類）については、入札参加資格審査申請の際に提出しているものと重複しますが、今回用として改めて全て提出する必要があるという理解で宜しいでしょうか。 書類簡素化の観点から入札参加資格有資格者名簿に登録されていることで省略できるものがあればご検討をお願いします。	原文のままとします。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
34	募集要項（案）				(4)	イ		提案書類の作成方法	最終的な提案書類の提出においては、技術的対話時点で貴市へ提出する様式Ⅱ-7および様式Ⅲ-0、提案概略図も含めるとの理解でよろしいでしょうか。	最終的な提案書類のうち、提出様式Ⅱ-7は最終提案時の内容を記載したものを所定の箇所に記載のうえて提出してください。様式Ⅲ-0と提案概略図は不要です。	
35	募集要項（案）	1	第1					本書の位置づけ	募集要項等には、質問書に対する回答も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
36	募集要項（案）	3	第2	9				施設の引き渡し	維持管理運営するための技術指導に関して「貴市が指定する期日迄に行う」とございます。技術指導対象となる方々は既設の運転管理を行っていると思われるのでシフト等を考慮する必要があると考えます。技術指導計画を検討するため、人数・シフトに関する情報をご提供ください。	守口市として処理場施設管理業務の人数・シフトは仕様として指定していません。参考として、現在の体制を下記に示します。 ・運転操作監視業務：24時間交代勤務3班 ・保守点検業務：昼間勤務1班	
37	募集要項（案）	3	第3	2				提案価格の上限額	提案書提出期限（R6年4月）は公募開始から半年先になります。また、本事業予算をご検討された時期からは、さらに長い期間が経過します。昨今の物価変動は急激であることから、提案価格の上限額を設定された時期から提案書提出までの急激な物価上昇が生じた場合も、物価変動を反映し、見直しいただくことを希望いたします。	見直しは予定しておりません。	
38	募集要項（案）	4	第3	3				質問回答（2回目）	2回目の質問期限（R5/11/17）後、回答（2回目）（R6/2/9）までの期間が約3ヶ月空いており、一方で、2回目の回答から提案書類の提出期限（R6/4/5）までは約2ヶ月しかありません。 2回目の回答によって提案設計や提案項目に見直しが生じる場合に、約2ヶ月では提案図面や提案書等の見直し、修正が間に合わない可能性があります。 したがって、2回目の質問に対する回答（2回目）は12月中（できれば技術的対話の開催前）に変更していただき、技術的対話に関する回答（3回目として設定）と、要求水準書・優先交渉権者選定基準・様式集の最終版及び設計・工事請負契約書（案）の修正版（2回目）の公表をR5/2/9にしていただけないでしょうか。	回答No.4を参照ください。	
39	募集要項（案）	5	第3	4	(1)	①		建設工事共同企業体	組成する建設工事共同企業体（共同企業体）は乙型で構わないでしょうか。	応募いただく企業グループの任意で構いません。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
40	募集要項 （案）	7	第3	4	(3)	①	ウ	設計業務実績	雨水ポンプ場または合流式ポンプ場の実施設計業務実績に関して、土木、建築、機械、電気の全工種を含むこととありますが、1つの業務に全工種が含まれている必要があるでしょうか、それとも複数業務で全工種を網羅することでも認められるでしょうか。	複数業務で全工種を網羅することでも認めます。	
41	募集要項 （案）	8	第3	4	(3)	②		建設企業	参加資格要件を満たせば、1社が複数の業種（例えば、土木工事と建築工事）を担当することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
42	募集要項 （案）	9	第3	4	(3)	②	エ	電気設備の施工実績	「受変電設備または自家発電設備の電源設備」と「監視制御システム」の実績は、同一工事である必要はなく、別工事での実績でも認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
43	募集要項 （案）	9	第3	4	(3)	②	エ	施工実績（機械設備）について	「雨水ポンプ場または合流式ポンプ場で口径700mm以上のポンプ製作・施工を元請として…完成させた実績を有していること」は「製作を含む元請施工実績を有すること」との理解でよろしいでしょうか？また「製作」については、貴市ご発注の他の大口径雨水ポンプ設備工事と同様に「設計、製造及び検査を自社（または親会社か子会社）で行うことができること」との理解でよろしいでしょうか？	前段：「製作を含む元請施工実績を有すること」は「雨水ポンプ場または合流式ポンプ場で口径700mm以上のポンプ製作・施工を元請として…完成させた実績を有していること」に該当します。 後段：「設計、製造及び検査を自社（または親会社か子会社）で行うこと」は「製作」に該当します。	
44	募集要項 （案）	14	第3	5	(4)		ウ	(ウ) a. 著作権	「市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする」とありますが、市が事前に事業者に使用する目的、範囲等を提示し、事業者が認めた場合（事業者が認めた内容、範囲）のみ使用できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
45	募集要項 （案）	15	第3	6	(1)			選定委員会	学識経験者を含む委員（選定委員会のメンバー名）は、公表されるでしょうか。	優先交渉権者選定後に公表します。	
46	募集要項 （案）	15	第3	6	(1)			プレゼンテーション	募集要項（案）p4、表3のスケジュール表にプレゼンテーションの記載がありませんが、プレゼンテーションは提案書類提出後、令和6年4月上旬～5月中旬の「優先交渉権者の選定期間」に実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
47	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	「技術的対話によって、応募者を絞り込むことはしない」とありますが、技術的対話時の提出資料や対話の内容、対話の結果等は、優先交渉権者選定の評価対象にならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
48	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	技術的対話の際に提出する資料（様式Ⅱ-7、Ⅲ-0、提案概要図）の提出期限は、参加資格確認の通知の際に、技術的対話の実施日時とともに通知されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
49	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	技術的対話の際に提出する資料として、様式Ⅱ-7、Ⅲ-0、提案概要図以外に、要求事項に対する実施方針や提案概要等の内容を補足するための資料の提出を認めていただけないでしょうか。	提出を認めます。	
50	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	技術的対話の出席者の人数に上限（全体及び各工種）はあるでしょうか。	18名以下とします。	
51	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	技術的対話の出席者に、資格の有無は問われないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
52	募集要項 （案）	15	第3	6	(3)			技術的対話	技術的対話は議事録を残し、議事録は公開のうえ、募集要項や要求水準書等の公告図書と同等に扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	議事録は残しますが、技術的対話は各企業グループの提案事項に関わる内容と考えられるため、公開しません。	
53	募集要項 （案）							（様式4）参加 資格確認申請書	提出書類として、設計企業及び建設企業の配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する書類が求められていますが、事業開始は令和6年6月以降（建設工事は更に後）となることから、契約後に配置技術者の変更が認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、提案書類（様式Ⅰ-4-1、Ⅰ-4-2）に記載された技術者と同等の実績を有する技術者の配置が必要です。	
54	募集要項	2	第1	7				事業期間	表2事業期間の予定において、設計・工事期間を令和6年6月頃～と記載がありますが、設計完了時期の制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
55	募集要項	7	第3	4	(3)	①		設計企業（構成 員）	設計企業の参加資格としては、構成員の要件しかありませんが、設計業務の一部を担う協力企業（再委託）に対する要件の明文化をお願いしたく存じます（設計・工事請負契約書（案）第6条）。	設計・工事請負契約書（案）の第7条及び第7条の2を参考としてください。	
56	募集要項	9	第3	5	(1)	ア		現地見学会	参考資料受領後に再度現地見学会を開催する予定はありますでしょうか。	回答No.6を参照ください。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
57	募集要項	9	第3	5	(1)	ア		現地見学会	現地見学会の参加人数を1企業当たり2名に設定されていますが、人数の追加をお願いすることはできませんでしょうか。	募集要項に示している現地見学会の参加人数は変更しません。但し、回答No. 6に示した追加の現地見学については1回における参加人数20名迄とします。	
58	募集要項	10	第3	5	(1)	イ		参考資料の貸与申込	既設建屋の一般図（鳥瞰パース作成のための資料）、最新の確認申請図資料を参考資料として貸与したく存じます。	前段：貸与する参考資料の既設図面フォルダ内のデータをご参照ください。 後段：参加資格確認後、参加資格を有する応募者のうち最新の確認申請図資料の貸与を希望する者がある場合は、スキヤニングデータ（PDF）を貸与します。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
8	要求水準書	19	3章	3.3	3.3.2	3)		現場代理人等について	「事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置するものとする。」と記載がありますが、乙型JVなので各工種（土木、建築、機械、電気）の中から現場代理人1名設置と理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。	
9	要求水準書	19	3章	3.3	3.3.2	3)		現場代理人等について	現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務は可能と理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
55	要求水準書（案）	19	3章	3.3	3.3.2	3)		現場代理人等について	「事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置するものとする。事業者は、建設業法に従い、主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。」と記載がありますが、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を兼任させることは可能という理解で宜しいでしょうか？ また、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は設計機器製作期間中と現場期間中で変更は可能であるという理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：市との協議により認める場合があります。但し変更後に配置する技術者は、事業者が提案書類に記載した配置技術者の実績と同等の実績を有する必要があります。	
56	要求水準書（案）	19	3章	3.3	3.3.2	3)		現場代理人等について	「事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置するものとする。事業者は、建設業法に従い、主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。」と記載がありますが、現場代理人と主任技術者又は監理技術者にそれぞれ求める資格や実績等があればご教授ください。	募集要項に対する質問回答No.7をご参照ください。	
71	要求水準書（案）	4	第2	3	3	2	3)	現場代理人等	監理技術者の資格は機械器具設置の他、水道施設でもよろしいでしょうか？	不可です。	
72	要求水準書（案）	4	第2	3	3	2	3)	現場代理人等	監理技術者の専任期間は現地施工期間中であり、設計期間や機器製作期間の監理技術者は「兼任」でよいと理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	
79	要求水準書（案）	19	3章	3.3	3.3.2	3)		現場代理人等	現場代理人と監理技術者は兼務可能でしょうか。	兼務可能です。	
80	要求水準書（案）	24	3章	3.3	3.3.2	21)	④	監理技術者	各工種とも複数年度に渡る工事となるため、監理技術者を途中で変更することは認められるのでしょうか。	回答No.55の後段を参照ください。	
81	要求水準書（案）	24	3章	3.3	3.3.2	21)	④	監理技術者	機械工事及び電気工事において、工場製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置することは認められるのでしょうか。	回答No.55の後段を参照ください。	
82	要求水準書（案）	24	3章	3.3	3.3.2	21)	④	監理技術者	工場製作期間の監理技術者については、非専任及び現場非常駐が認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
118	要求水準書	26	3章	3 3	3 3 6			工事監理	「・・・工事監理者に配置した一級建築士は設計業務の管理技術者と同一の者であってはならない。」とあります。設計業務の構成員の協力企業の一級建築士に委託することは可能でしょうか。	工事監理者に配置する一級建築士は、構成員の協力企業（構成員から再委託した下請負人と解します）の一級建築士とすることはできません。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問事項	区分	回答	公募書類修正
27	様式集	7			同種及び類似施設での設計・工事実績	募集要項7頁「第3_4_(3)①ウ」のうち、設計業務実績はポンプ場実施設計と中大口径推進実施設計の2つを求めています。同種及び類似の分類がございません。 同種及び類似それぞれの定義をご教示いただきたい。	参加資格	<p>ポンプ場実施設計は下記です。 同種：第3_4_(3)①ウの1つめに示す実施設計業務であり、国または地方公共団体または日本下水道事業団が発注したものであること。 類似：第3_4_(3)①ウの1つめに示す内容のうち、「雨水ポンプ場または合流式ポンプ場」を「揚水機場または排水機場」に読み替えた実施設計業務であり、国または地方公共団体が発注したものであること。</p> <p>中大口径推進実施設計は下記です。 同種：第3_4_(3)①ウの2つめに示す内容の下水道管路に関する実施設計業務であり、国または地方公共団体または日本下水道事業団が発注したものであること。 類似：第3_4_(3)①ウの2つめに示す内容の下水道以外の管路に関する実施設計業務であり、国または地方公共団体が発注したものであること。</p>	